

おわりに

—「共存・協働のまちづくり」の意味するもの—

大府市は、今回の指針Ⅳにおいて、「共存」と「協働」のまちづくりを目指しています（本指針 18 ページ参照）。一般的な自治体では、「協働のまちづくり」というところを、大府市ではあえて「共存」を加えていることの意味について、この場を借りて説明させていただきます。

もう 20 年くらい前の話になりますが、私が、「協働のまちづくり」という演題で講演をした時のことです。話し終わった頃に、「私の母は、ねたきりの生活を送っていますが、『協働のまちづくり』のメンバーには入っていないのでしょうか?」と、一人の女性から質問を受けました。この問いに対して、私は、あせり、しどろもどろになりながら、「もちろん、お母さんもまちづくりについて、意見を言っていただくことがあると思いますので、『協働のまちづくり』のメンバーです」という趣旨の返答をさせていただきました。そのとき、「協働」という言葉では「排除(exclusion)」され、まちづくりのメンバーではないと感じる人の存在に気づかされました。

私は、「基本的人権」が、何か良いことをした(do)見返りとして人に与えられるものではなく、人間である(be)ことだけで「基本的人権」の享受主体となるように、何かをした(do)ごほうびに「協働のまちづくり」のメンバーになるのではなく、市民である(be)ということだけで、「まちづくり」のメンバーとなるはずだと考えています。

「市民の誰も排除しない」「市民の誰もがまちづくりのメンバーとなりうること(inclusion 包摂)」を明確にするために、私は「共存(be)・協働(do)のまちづくり」という言葉を提唱しています。

まだ、この言葉を使っている自治体の数は多くありませんが、その思想、理念を共感していただける方は、少なくないはずであると考えています。

国連のSDGsが目指す、「誰一人として取り残さない(no one will be left behind)社会の実現」のように、大府市も「市民を一人として取り残さない、(not exclusion, all citizen inclusive)まちづくり」を目指していただければ、と祈念しています。

大府市協働推進委員会

助言者 昇 秀 樹

(名城大学 都市情報学部教授)



大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳ

令和3年3月

大府市

発行 大府市 市民協働部 協働推進生涯学習課
住所 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
電話 (0562)47-2111

